

調布市内の放射能への対応について

環 境 部

〔平成23年5月30日現在〕

福島第一原子力発電所事故によって放射能が放散され、その影響の拡大が懸念されています。調布市では、関連する情報を収集し、市民の安全安心の観点から可能な限り対応してまいります。

1 これまでの主な経過

3月11日 東日本大震災発生

福島第一原子力発電所事故の発生

15日 東京都健康安全研究センターによる放射能測定値（最大値0.809 μ Sv/時間）

22日 都内水道水放射能汚染（金町浄水場で暫定基準値を上回る）

4月15日 都水道局への測定要望、19日水道水の測定・不検出（調布市）

5月18日 東京都市環境・公害事務連絡協議会による緊急要望を市長会事務局へ提出

7月6日（東京都市長会環境部会による緊急要望を協議）

2 現状（平成23年5月30日現在値）

(1) 放射能測定結果と基準

対 象	文部科学省	東 京 都	基準（規制値）
大気中	測定地点：新宿区 0.0605 μ Sv/時間 測定地点：府中市 0.08 μ Sv/時間	測定地点：新宿区 モニタリングポスト（高さ18m） 0.0605 μ Sv/時間 測定地点：新宿区（高さ1m） 0.07 μ Sv/時間	20mSv/年 ※1
水道水	（未測定）	測定地点：金町，朝霞，小作浄水場 不検出	放射性ヨウ素 300Bq/kg 放射性セシウム 200Bq/Kg ※2
野 菜 （ホウレン ソウ，コマ ツナ）	（未測定）	放射性セシウム 50Bq/Kg以下 放射性ヨウ素 50Bq/Kg以下 （5月25日測定）	放射性セシウム 500Bq/Kg 放射性ヨウ素 2,000Bq/Kg ※2
降下物 （塵や雨）	（未測定）	不検出	基準値なし
土 壌	（未測定）	（年に1回程度，未公表）	基準値なし

※1 文部科学省が福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安として示しました。その後、1 μ Sv/時間以下、1mSv/年以下を目指すこととしています。

※2 この暫定基準値は国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準を基に原子力安全委員会が食品の摂取量等を考慮して定めたものです。なお、食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値は100Bq/Kgです。

(2) 国・都の対応

① 文部科学省

- ・福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断基準として20mSv/年を暫定的な目安として提示しましたが、その後、 $1\ \mu\text{Sv}/\text{時間}$ 以下、 $1\ \text{mSv}/\text{年}$ 以下を目指すこととしています。
- ・福島県内学校の土壌の除染費用を国がほぼ10割を負担すると表明
- ・福島県内各学校へ放射線量測定器を配布して測定中

② 厚生労働省

食品衛生法に基づく情報を提供

③ 東京都

- ・健康安全研究センター（地上18m）で継続測定し、公表中
- ・4/26, 5/9地上1mからの測定結果をあわせて公表
（5/9 地上18mで0.0658, 1mで0.08, 1cmで0.11 単位： $\mu\text{Sv}/\text{時間}$ ）
- ・石原知事：「人間の生活圏の高さ1m以下で計るべきだ」と指示
（5/28報道, 5/30より測定）
- ・降下物については、都立産業技術研究センター（世田谷区）で測定（不検出）

(3) 地方自治体の対応

① 都内区市町村の動向

- ・小金井市：市民団体が測定して一部公表
- ・武蔵野市, 国立市：水道水の測定（結果不検出）
- ・足立区：以前より測定器により測定、公表
- ・板橋区：6月より測定器を購入し公表予定、土壌、水等も測定予定
- ・世田谷区：独自の測定方法等検討中

② 縣市町村の動向

- ・茨城県では各自治体に測定器を配備
- ・福島県郡山市, 千葉県松戸市などは測定器による測定を開始、公表中

(4) 調布市への要望意見等（平成23年5月30日現在）

メール, 市長へのはがき：環境部25件, 教育委員会ほか13件

3 調布市の放射能対応

調布市としての放射能への対応について、現時点での基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 情報収集及び提供

放射能に関する情報を収集するほか、放射能に関する測定結果などを市報、ホームページ等で情報提供します。

- ① 国・東京都等が公表している放射能に関する情報（Q&Aなど）
- ② 東京都健康安全研究センターなどの関係機関等における放射線の測定結果及び放射能対策（生活上の安全対策など）
- ③ 放射能に関する講演会開催等

(2) 測定

調布市では設備、技術等を有する東京都に対し、測定実施の要望をしつつ、市として対応可能な放射能について測定を実施します。

（4～5ページ『調布市内における放射線の測定について』）

- ① 携帯型測定器による放射線の測定
- ② 電気通信大学の協力による放射線の測定
- ③ 民間検査機関による放射能の測定（水、土壌など必要に応じて対応）

(3) 問題発生時の対応

放射能の拡散防止・除染対応、健康への影響などの事態に備え、情報を収集するとともに、庁内関係部署等との協議を踏まえて方針を定めます。

(4) 要請

多摩地区25市と連携し、国及び東京都に放射能対策について要請していきます。

- ① 放射能汚染への対応方針の作成
- ② 多摩地区における空間放射線の測定箇所の増設、測定対象の拡大、簡易型測定器の配備、技術及び財政支援
- ③ 地域ごとに精度の高い情報の公表

(5) その他

- ① 庁内関係部署による対応チームの設置
- ② 予算措置（予備費充用、補正予算）

調布市内における放射線の測定について

1 測定の概要

調布市内の公共施設のうち、特に子どもが利用する施設における放射線量を測定し、その結果を公表します。

なお、測定器等の状況により、測定施設の選定を含め、測定は段階的に実施していきます。

2 測定の考え方

(1) 測定対象

公共施設の敷地内における空間放射線量

(2) 測定施設・地点

① 公共施設は、小中学校、保育園、児童館、公園等とします。

② 測定地点は、校庭、園庭を含み敷地内の数か所とします。

(3) 測定方法

① 測定高さは、子どもの身長高を基本に設定します。

② 測定器の使用マニュアルに従います。

(4) 測定回数

各施設の定点観測が可能となるよう回数等を設定します。

3 測定主体及び測定器

携帯型測定器の入手までの間は、調布市が電気通信大学の協力を得て測定を実施します。携帯型測定器の入手後は、調布市独自に測定します。

(1) 測定器種

① Target System electronic製 fieldSPEC（電気通信大学所有）

② 堀場制作所製 PA-1000Radi（ラディ：調布市取得予定）

4 測定日程等

(1) 日程

① 電気通信大学との協力

大学側の態勢が整う6月3日（金）午後を実施します。

② 携帯型測定器の独自測定

入手（1台）の翌日から実施します。

（6月6日ごろ入手予定）

(2) 測定施設

測定器や態勢により、測定は段階的に実施していきます。

なお、測定施設数、地点、回数については、電通大の態勢、携帯型測定器の台数、操作方法、測定態勢及び施設の状況等により決定していきます。

施設区分	6月前半 (電通大協力及び市独自)	6月後半 (市独自)	7月以降 (市独自)
小・中学校 (校庭ほか数か所)	数校を選定し、 週1回程度測定	測定実施校又は 測定頻度の増	以降、定点観測 を継続していき ます。 また、測定器の 充実及び測定態 勢の整備など、 国都・他自治体 の状況変化を踏 まえ、対応して いきます。
保育園 (園庭ほか数か所)	数園を選定し、 週1回程度測定	測定実施園又は 測定頻度の増	
児童館 (敷地内数か所)	数館を選定し、 週1回程度測定	測定実施館又は 測定頻度の増	
公園 (砂場等数か所)	数園を選定し、 週1回程度測定	測定実施園又は 測定頻度の増	
その他 (必要に応じて)	必要に応じて測定		

5 公表

(1) 市報

- ① 定期号(5日、20日)に毎回掲載
- ② 臨時号の発行(要検討)

(2) ホームページ

- ① 随時掲載(お知らせ(計画停電・放射能など))
- ② 新たに専用バナーを設ける(節電対応も含め)

6 その他

測定結果については、参考として他のデータとの比較を行います。

- (1) 東京都及び他団体における測定結果との比較
- (2) 基準値又は指標値との比較